

今年度の

任意継続組合員・被扶養者の皆さま! 特定健康診査はお済みですか?

特定健康診査受診券の有効期限は、平成26年3月31日です。

特定健康診査(特定健診)は、40歳から75歳未満の方を対象に生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。すでにご案内と受診券をお送りしていますが、受診はお済みでしょうか?

生活習慣病は気づかないうちに進行しますので、ご自身の健康管理のために必ず受診して、健康状態をチェックしましょう。

なお、健診費用は共済組合で全額負担しますので積極的にご活用ください。

※詳しくは、平成25年6月18日付けで送付した「特定健康診査受診のご案内」をご覧ください。

こんな理由で受診をためらっていませんか?



- 「忙しいから」…………… わずかな時間を惜しんで大きな病気にかかっては大変です。ご自分のために時間を作りましょう!
- 「健康だから」…………… 生活習慣病は、自覚症状が無く進行します。自己判断ではなく健診で確認しましょう!
- 「去年受けたから」…………… 健康状態の確認が必要です。毎年受けることによって健康状態のチェックができます!

特定保健指導に該当された方へ

生活習慣を見直すチャンスです。 特定保健指導を受けましょう!

共済組合では、職場での定期健康診断・特定健康診査・人間ドックなどを受診した結果、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断された方には、特定保健指導を実施しております。

もし、放っておいたら脳梗塞や心筋梗塞などの重大な病気につながる可能性が高くなりますので、ご自身やご家族のため、積極的に特定保健指導を活用してください。

なお、特定保健指導では、6ヶ月間、医師や管理栄養士などの専門家からアドバイスやサポートを受けながら、自分のペースで生活習慣の改善に取り組んでいただくこととなります。

